



税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納整理対策係 ☎ 476-1111 (114)

◆滞納整理の強化について

悪質な税金滞納は許しません!!



町では、税負担の公平性を維持するために、滞納整理を強化しております。現在、県の『特別滞納整理班』と連携し特に相談も納付も無い滞納者に対して下記のとおり、適宜厳正な差押（滞納処分）を実施しております。

滞納処分により、執行される主な差押は…



タイヤロックによる自動車の差押



預貯金の差押



不動産の差押

※その他、換価値のある動産や、給与、生命保険等も差押の対象となります。

◆町税の納付が困難なときは、納税相談を受け付けますので必ず来庁してください。

納税相談では、生活状況を教えていただき今後の納税について話し合うことになります。

相談も無く滞納を続けられますと、滞納処分の対象となります。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押えなければならない」と定められています。（国税徴収法第47条）

◆差押実施状況について

年 度	内 訳					
	普通預金	定期預金	給与（継続含）	生命保険	出資金	その他債権
平成21年度	61人	—	5人	2人	1人	—
平成22年度	81人	1人	4人	13人	1人	—
平成23年度	67人	—	4人	14人	2人	4人



ウミガメは臆病！
近づいてはならん！

平成に入ってから、
最多上陸は、平成20年の111頭！

